



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 1241 計画型地理情報システム詳細地図調達委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (情報システム課)
- 1242 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 1243 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)
- 1244 平成19年度和歌山県准看護師試験の実施 (医務課)
- 1245 保安林の指定解除予定の通知 (森林整備課)
- 1246 道路の区域変更 (道路保全課)
- 1247 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 1248 " ( " )
- 1249 " ( " )
- 1250 公有水面埋立て工事のしゅん功認可 (漁港課)

### ○ 公告

- 入札公告 (情報システム課)

## 告 示

### 和歌山県告示第1241号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、計画型地理情報システム詳細地図調達委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成19年11月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 入札に付する事業

計画型地理情報システム詳細地図調達委託

#### 2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 6の(4)に掲げる資格を有する旨の通知を受けた現に有効な競争入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

エ 和歌山県が示す仕様書に対する提案書

(2) (1)のア及びウに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成19年11月2日(金)から平成19年11月8日

(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に、4に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成19年11月9日(金)午後4時までの間に和歌山県企画部IT推進局情報システム課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

#### 3 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成19年11月2日(金)から平成19年11月9日(金)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に4で掲げる場所で受け付ける。

#### 4 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県企画部IT推進局情報システム課

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館内

電話番号 073-441-2404

(ファクシミリ番号 073-428-1136)

#### 5 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

#### 6 入札参加者の資格

この一般競争入札に参加できる者は、資格審査申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成16年和歌山県告示第1369号)に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の登録区分「システム分析・開発」及び「データ処理」に登録されている者であること。

(5) 2の(1)のエに掲げる提案書について、和歌山県の示す仕様を満足するものを提出した者であること。

#### 7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成19年11月15日(木)までに通知する。

- 8 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求められることができる。
- (2) (1)の説明は、平成19年11月21日(水)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成19年11月27日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、4に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1242号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年12月22日まで縦覧に供する。

平成19年11月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成19年10月22日

- 2 名称  
特定非営利活動法人顔晴るヤングサークル
- 3 代表者の氏名  
板谷脩己
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山市秋月208番地13
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、社会的弱者やストレスを抱える人々のために、農作業を通じ自然や環境との共生、青少年の健全育成に関する事業を行うことにより、平等で格差のない明るく快適な社会作りに寄与し、また放棄地等の整備に関する事業を行うことにより地域の環境や景観の保護に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1243号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成19年11月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3010101040	指定児童デイサービス事業スノードロップ	和歌山市秋月70番地の5	児童デイサービス	有限会社フリーズ	和歌山市岩橋1597-1	平成19.8.10

和歌山県告示第1244号

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、平成19年度和歌山県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成19年11月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 試験日時

平成20年2月16日(土)午後1時30分から午後4時まで

2 試験場所

和歌山県勤労福祉会館 プラザホープ  
和歌山市北出島一丁目5番47号

3 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

4 出願受付期間

平成20年1月9日(水)午前9時から午後5時まで及び平成20年1月10日(木)午前9時から午後4時までとする。

なお、受験願書を郵送で提出する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、平成20年1月10日(木)までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 出願書類提出先

〒640-8585(県庁専用郵便番号)

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県福祉保健部健康局医務課看護班

6 受験手数料

6,900円(和歌山県証紙を受験願書にはり付け、消印をしないこと。ただし、県外在住者にあつては、証紙の代わりに現金を送付してもよい。この場合、現金書留とすること。)

7 試験についての問い合わせ先

和歌山県福祉保健部健康局医務課看護班

電話番号 073-441-2605

和歌山県告示第1245号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律

第249号)第30条の規定により、告示する。

平成19年11月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 解除予定保安林の所在場所 日高郡日高川町大字寒川字土井東原2532の1・2535の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 解除の理由 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1246号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年11月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 道路の種類 主要県道
- 路線名 有田湯浅線

区 間	新旧の別	敷地の幅員		延長	備考
		メートル	メートル		
有田郡湯浅町大字田字坂ノ谷1347番26地先から同町大字栖原字苜萩1465番地先まで	旧	5.40 }	23.30	792.50	
同上	新	5.40 }	23.30	792.50	
有田郡湯浅町大字田字坂ノ谷1344番1地先から同町大字栖原字苜萩1465番地先まで	新	11.30 }	62.00	685.00	

和歌山県告示第1247号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年11月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住氏 所名	指 定 年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2960	海南市日方字千原956番1の一部	和歌山市6番丁24番地ニッセイ和歌山ビル8F	平成19.10.22	6.00	33.00

和歌山セキスイハイム株式会社  
代表取締役  
三宅啓孝

和歌山県告示第1248号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年11月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申 請 者 住 氏 所 名	指 定 年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2964	橋本市高野口町名古屋字稲垣623番1	橋本市東家5丁目4番1号丸石木材住宅株式会社 代表取締役 石田雅彦	平成19.10.22	5.00	26.85

和歌山県告示第1249号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年11月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申 請 者 住 氏 所 名	指 定 年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2959	伊都郡かつらぎ町大字中飯降字新路135の一部、136-1の一部、136-3の一部	伊都郡かつらぎ町大字妙寺160番地の22 前田昌計	平成19.10.24	5.00	48.30

和歌山県告示第1250号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、同条第3項の規定により、関係図書を和歌山市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧に供する。

平成19年11月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- しゅん功認可を受けた者
  - 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
  - 名称 和歌山県
  - 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松4丁目6番7号
  - 代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸
- 埋立区域

(1) 位置

和歌山県和歌山市雑賀崎字鷹巣山2011番地の地先公有水面(雑賀崎漁港区域内)

(2) 区域

次の各地点のうち1の地点から4の地点までを順次に結んだ線、4の地点と5の地点を結ぶ昭和54年6月2日付け和歌山県指令港第263号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+1.83メートルにより決定)、5の地点と6の地点を結んだ線及び6の地点と1の地点を結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 和歌山市雑賀崎、和歌山下津港雑賀崎西防波堤灯台(北緯34度11.0分、東経135度8.9分)から287度55分17秒 202.73メートルの地点
- 2の地点 1の地点から195度35分12秒 66.45メートルの地点
- 3の地点 2の地点から285度35分12秒 120.00メートルの地点
- 4の地点 3の地点から14度51分09秒 67.98メートルの地点
- 5の地点 4の地点から105度39分14秒 90.90メートルの地点
- 6の地点 5の地点から196度55分33秒 1.42メートルの地点

(3) 面積

8,135.83平方メートル

3 公有水面埋立免許の年月日及び番号

平成9年11月4日 9和歌山県指令漁第287号

4 しゅん功認可年月日

平成19年10月22日

公 告

入 札 公 告

計画型地理情報システム詳細地図調達委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年11月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成19年度

(2) 調達役務の名称及び数量

計画型地理情報システム詳細地図調達委託 1式

(3) 調達役務の仕様等

入札説明書による。

(4) 納入場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館

内

和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課

(5) 契約期間

平成19年12月3日から平成20年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成19年和歌山県告示第1241号に規定する平成19年度計画型地理情報システム詳細地図調達委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館内

和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課

(2) 日時

平成19年11月2日(金)から平成19年11月8日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、平成19年11月9日(金)午後4時までの間に和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

3の(1)に同じ。

イ 入札日時

平成19年12月3日(月)午後1時30分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成19年12月3日(月)午前9

時30分までに和歌山県企画部IT推進局情報システム課へ必着するように行わなければならない。

#### 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

#### 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

#### 9 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部IT推進局情報システム課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある

ときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部IT推進局情報システム課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 11 契約書の要否

要

#### 12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 13 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

##### ア 名称

和歌山県企画部IT推進局情報システム課

##### イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館内

電話番号 073-441-2404

ファクシミリ番号 073-428-1136

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。